

# スポーツクラブ ディアマンテ定款

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人 スポーツクラブ ディアマンテと称する。

### 第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を大阪府岸和田市に置く。

### 第3条 (目的)

この法人は、子どもから大人までを対象に生涯にわたってスポーツ活動を行い、心と身体の健康づくりという成果を得ることをもって不特定かつ多数のもの、利益の増進に寄与することを目的とする。

### 第4条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表

- ・社会教育の推進を図る活動
  - ・学術、文化、芸術、又はスポーツの振興を図る活動
  - ・子どもの健全育成を図る活動
- を行う。

### 第5条 (事業の種類)

この法人は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

- ①各種クラブ活動
- ②スポーツ教室・大会事業
- ③イベント活動
- ④講演活動
- ⑤会報誌の発行
- ⑥その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### 第6条 (種別)

この法人の会員は、次に掲げるものとし、正会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) その他の会員 クラブスタッフ会議において別に定めた会員

### 第7条 (入会)

正会員として入会しようとするものは、入会申込書を事務局に提出し、クラブ代表の承認を得なければならない。

クラブ代表は、正会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

## 第8条（会費）

正会員は、クラブスタッフ会議において別に定める会費等を納入しなければならない。

## 第9条（退会）

正会員は、退会届をクラブ代表に提出して、任意に退会することができる。

2. 正会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- ①本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- ②会費を1年以上滞納したとき。

## 第10条（除名）

正会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その正会員に事前に弁明の機会を与えた上でクラブスタッフ会議の議決に基づき除名することができる。

- ①この定款等に違反したとき。
- ②この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第11条（抛出金品の不返還）

正会員が納入した第8条で定めた会費等はその理由を問わず、これを返還しない。

## 第3章 役員

### 第12条（役員の種類及び定数）

この法人は、クラブスタッフをもって特定非営利活動促進法上の理事とし、次の役員を置く。

- ①クラブスタッフ 3名～15名
- ②監事 1名～3名

### 第13条（選任等）

役員は、総会において選任する。

2. 監事は、クラブスタッフ又はこの法人の職員を兼任することはできない。

3. クラブスタッフの中からその互選によって、次の役職者を選任する。

- ①クラブ代表 1名
- ②副クラブ代表 1名～2名

4. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者および三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

### 第14条（職務）

クラブ代表及び副クラブ代表はこの法人を代表し、その業務を統括する。

2. クラブ代表及び副クラブ代表以外のクラブスタッフは、この法人を代表しない。

3. 副クラブ代表はクラブ代表を補佐し、クラブ代表に事故があるとき、又はクラブ代表が欠け

たときはクラブ代表があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

4. クラブスタッフは、クラブスタッフ会議を構成し、この定款及びクラブスタッフ会議の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
5. 監事は次の業務を行うものとし、その実行にあたって必要なときはいつでもクラブスタッフに対して報告を求め、調査する事ができる。
  - ①クラブスタッフの業務執行の状況を監査すること。
  - ②この法人の財産の状況を監査すること。
  - ③前2号の規定による監査の結果この法人業務、又は財産に関し不正の行為、又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときはこれを総会、又は所轄庁に報告すること。
  - ④前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
  - ⑤1号、2号の点についてクラブスタッフに個別に意見を述べ、必要によりクラブスタッフ会議の招集を求めること。

#### 第15条（役員任期及び欠員補充）

役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 前2項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
5. クラブスタッフ、監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### 第16条（解任）

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明する機会を与えた上で、総会において出席者の3分の2以上の決議に基づいて解任することができる。

- ①心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められたとき。
- ②職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

#### 第17条（報酬等）

役員はその総数の、3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員にはその業務執行に必要な費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、クラブスタッフ会議において別に定める。

#### 第18条（顧問）

この法人はクラブスタッフ会議の決議により、顧問を置くことができる。

2. 顧問はクラブ代表の諮問に応じて助言を行い、又はクラブスタッフ会議の要請があるときはこれに出席して意見を述べることができる。
3. 顧問に関する必要事項は、クラブスタッフ会議の議決を経て別に定める。

## 第4章 総会

### 第19条（構成）

総会は、正会員をもって構成される。

2. 総会は、定時総会と臨時総会とする。

### 第20条（機能）

総会は、以下の事項について議決する。

- ①定款の変更
- ②解散
- ③合併
- ④事業計画及び収支予算並びにその変更
- ⑤事業報告及び収支決算
- ⑥役員を選任及び解任
- ⑦その他クラブスタッフ会議において庶務処理上重要であると認められ付議された事項

### 第21条（開催）

定時総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - ①クラブスタッフ会議が必要と認めたとき。
  - ②正会員総数の2分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
  - ③監事が第14条第4項の規定により招集したとき。

### 第22条（招集）

総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、クラブ代表が招集する。

2. クラブ代表は前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面（FAX・電子メールも含む）をもって、少なくとも5日前までに正会員に対して通知しなければならない。

### 第23条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

## 第24条（総会の定足数）

総会は、正会員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

## 第25条（総会の議決）

総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議決事項は、出席した正会員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。
3. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

## 第26条（表決権等）

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

## 第27条（会議の議事録）

総会の議事については、議事録を作成しこれを保存する。

2. 議事録には、会議に出席した正会員の中から選任された議事録署名人2人以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

# 第5章 クラブスタッフ会議

## 第28条（構成）

クラブスタッフ会議は、クラブスタッフをもって構成する。

## 第29条（権能）

クラブスタッフ会議は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- ① 総会に付議するべき事項
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

## 第30条（開催）

クラブスタッフ会議は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① クラブ代表が必要と認めたとき。
- ② クラブスタッフ総数の、3分の1以上のクラブスタッフから会議の目的を示して開催の請求があったとき。

## 第31条（招集）

クラブスタッフ会議はクラブ代表が招集する。

2. クラブ代表は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内にクラブスタッフ会議を招集しなければならない。
3. クラブスタッフ会議を招集するときは、会議に付議すべき事項並びに日時及び場所を示して開催日の3日前までにクラブスタッフ及び監事に対し、通知しなければならない。但し、全役員の同意があるときは、この手続きを経ずして開催することができる。

### 第32条（議事）

クラブスタッフ会議の議長はクラブ代表がこれにあたる。但し、クラブ代表に支障がある時は副クラブ代表、又はクラブ代表が指名する役員がこれにあたる。

2. クラブスタッフ会議においてはクラブスタッフ現在数の、2分の1以上の出席がなければ開会できない。
3. クラブスタッフ会議の議決事項はクラブスタッフの過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
4. クラブスタッフ会議の議決について、特別の利害関係を有するクラブスタッフは、その議事の議決に加わることができない。

### 第33条（表決権等）

各クラブスタッフの表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のためクラブスタッフ会議に出席できないクラブスタッフは、書面をもって表決することができる。
3. 前項の場合における前条の規定の適用については、クラブスタッフ会議に出席したものとみなす。

## 第6章 資産、会計及び事業計画

### 第34条（資産）

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ①財産目録に記載された資産
- ②寄付金品および助成金
- ③入会金及び会費
- ④事業に伴う収入
- ⑤財産から生ずる収入
- ⑥その他の収入

### 第35条（資産の管理及び経費の支弁）

この法人の資産は事務局が管理し、その方法は総会の議決を経てクラブ代表が別に定める。

2. この法人の経費は資産をもって支弁する。

### 第36条（会計の原則）

この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### 第37条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及び予算は総会の承認を得なければならない。但し、事業年度開始までに予算が成立されないときは、クラブスタッフ会議の議決を得て予算成立の日まで前年度の予算に準じて執行し、それによる収入支出は新たに成立した予算の収入支出とする事ができる。

### 第38条（予備費の設定及び使用）

前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、クラブスタッフ会議の議決を経なければならない。

### 第39条（事業報告書及び決算）

この法人の収支決算はクラブ代表が、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成し監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

### 第40条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 事務局

### 第41条（事務局）

この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
3. 事務局の職員は、クラブ代表が任免する。
4. クラブスタッフは職員を兼職する事ができる。

### 第42条（書類及び帳簿の備置き）

主たる事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類をつねにそなえておかななければならない。

- ①会員名簿及び会員の異動に関する書類
- ②収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

## 第8章 定款の変更及び解散

### 第43条（定款の変更）

この定款の変更は、総会に出席した正会員の3分の2以上による議決を経なければならない。

### 第44条（解散）

この法人は法令の規定により解散する。その際、総会の決議による場合は正会員の3分の2以

上の決議を経て解散する。

#### 第45条 (残余財産の処分)

この法人の解散のときに有する残余財産は、国又は地方公共団体に帰属させるものとする。

### 第9章 雑則

#### 第46条 (公告)

この法人の公告は官報においてこれを行う。

#### 第47条 (委任)

この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか総会の議決を経てクラブ代表が別に定める。

### 附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2. この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員 入会金 一家庭五千円 年会費 八千円

3. この法人の設立当初の役員並びにその役職は、第13条第1項及び第3項の規定にかかわらず次に掲げるとおりとし、その任期は第15条第1項の規定にかかわらず、平成15年5月31日までとする。

#### ①クラブ代表

氏名 武藤 紳一郎

#### ②副クラブ代表

氏名 工藤 靖昭 松田 篤人

#### ③クラブスタッフ

氏名 西河 鉄二 工藤 靖己 古賀 敏志 片桐 紀久子  
小柳 薫 藤浪 久美子 手塚 紀子 安部 和代

#### ④監事

氏名 林 林重郎

4. この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5. この法人の設立初年度の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、成立の日から平成14年3月31日までとする。

### 附 則

1. この定款は平成17年12月27日（大阪府知事が認証した日）から施行する。

### 附 則

1. この定款は平成24年9月3日（熊取町長が認証した日）から施行する。ただし、第2条に関しては、平成24年10月1日から施行する。

### 附 則

1. この定款は平成 年 月 日（岸和田市長が認証した日）から施行する。